

裁 決 書

審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED] 福祉事務所長 [REDACTED]

平成22年12月24日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成22年12月14日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成22年12月14日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

請求人は、処分庁が平成22年12月14日付けで行った本件処分は、今後の生活を困窮させ、違法又は不当であると主張しているものと解される。

第2 処分庁の弁明

処分庁は、次の点を理由として、本件処分は適法であると主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

すなわち、法及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「保護の実施要領」という。）等の関係法令に則り、請求人にかかる保護の受給要件を充足しているかどうかを慎重に検討し、その結論に基づいて決定したものである。



第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

審査庁が調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 処分庁は、請求人に対し、傷病を理由として単身で平成21年1月8日から法による保護を開始したこと。
- (2) 請求人は、平成20年12月10日から平成21年2月5日まで傷病のため ████████ 病院に入院していたこと。
- (3) 処分庁の職員は、退院した請求人が体力が回復するまでの間、必要に応じて請求人の長女（以下「長女」という。）からの支援を受け、長女宅で生活することもやむを得ないと判断していたこと。
- (4) 処分庁の職員は、平成22年5月17日に ████████ 地域包括支援センター（以下「地域包括支援センタ」という。）からの電話連絡により、長女宅において居宅介護住宅改修費で手すりの取り付けしたいとの要望があり、また、請求人は、約1年前から長女宅で生活していることを確認したこと。
- (5) 処分庁の職員は、平成22年5月18日に包括支援センターを訪問し、次について確認したこと。

ア 請求人は、退院後には長女宅で暮らす予定で、平成20年12月26日に高齢者向け緊急連絡装置（ふれあい安心電話）を撤去したこと。

イ 請求人は、平成21年12月23日から平成22年1月4日まで、長女宅

で住宅改修（リフォーム）が行われたため、ショートステイを利用していたこと。

ウ 請求人は、退院後から長女宅で生活しており、初回のショートステイ利用時以外は長女宅を発着地として送迎が行われていたこと。

(6) 処分庁の職員は、平成22年6月15日に請求人宅を訪問するも不在で、近隣住民から請求人は1年以上も帰って来ていないことを聞いたこと。

(7) 請求人は、平成22年6月11日から同年6月25日までショートステイを利用しており、処分庁の職員らは同月18日にショートステイ先で請求人と面接し、次について確認したこと。

ア 請求人は、平成21年2月5日の退院後、長女宅で生活していること。

イ 請求人は、長女の世話もあり安心して生活を送ることができるが、孫嫁や長女の夫等に気を遣うため気疲れすること。

ウ 請求人は、できることなら自宅で生活していきたいが、単身での生活には不安があるため、今後も長女の世話になるしかないと話したこと。

(8) 処分庁の職員は、平成22年7月5日に請求人宅を訪問の上、請求人及び長女と面接し、次について確認したこと。

ア 請求人は、平成21年2月5日の退院後、長女宅で生活していること。

イ 請求人及び長女の希望は、請求人が自宅で生活を送るものであること。

ウ 長女は、請求人が長女宅で生活することは経済的・精神的な点から無理であると話したこと。

(9) 処分庁の職員は、平成22年7月15日に生活支援ハウス [REDACTED] を訪問の上、請求人と面接し、次について確認したこと。

ア 請求人は、自宅で生活したい気持ちはあるが、家電製品等が1年半ほど全く使用していないため動かず、生活できるような状況ではないこと。

イ 長女宅では、平成21年12月に住宅改修（リフォーム）し、バリアフリーとなったため安全性の面からも生活しやすくなったこと。

(10) 処分庁の職員は、平成22年7月20日に請求人宅を訪問するも不在で、近隣住民から請求人は今週末はずっと不在であったことを聞いたこと。

(11) 処分庁の職員は、平成22年7月29日に地域包括支援センターから、次の電話連絡を受けたこと。

ア 長女の話によると、請求人がこのまま自宅で単身生活を続けることは困難であること。



イ しかし、請求人の医療費や介護サービス費を請求人自身の年金や長女世帯から援助することが困難であるため、一緒に生活することは困難であること。

ウ 請求人のADLは確実に低下してきており、単身生活は困難であると思われること。また、請求人及び長女は、請求人宅の住宅改修を行い請求人が自宅で生活するという意向は話されなかったため、改めて今後の生活支援を検討する必要があること。

- (12) 処分庁の職員は、平成22年8月9日に請求人宅を訪問の上、請求人と面接し、今後、自宅で生活を送ることについて不安を感じていることを確認するとともに、生活拠点を転々とするのではなく、在宅生活を送る上で支障となる事項を緩和するためにも必要なサービスの検討と利用を助言したこと。
- (13) 処分庁の職員は、平成22年8月12日に包括支援センターから、今後、長女が請求人との関わりを絶ち、本日、請求人を請求人宅に置いて来るので、今後は請求人とのみ面接して欲しいとの電話連絡を受けたこと。同日、処分庁の職員は、請求人宅を訪問の上、請求人が一晩請求人宅に滞在して、明日には長女宅に戻ることを確認したこと。
- (14) 処分庁の職員は、平成22年8月19日に長女宅を訪問の上、請求人及び長女と面接し、今後の生活拠点をどこに定めるかを含めて介護福祉施設を見学することとしたこと。また、請求人は長女宅にて長女と並んでベッドで就寝していることを聞いたこと。
- (15) 処分庁の職員は、平成22年9月1日に地域包括支援センターから、請求人及び長女が施設入所を希望しないで請求人宅で生活を送り、住宅改修とホームヘルパーの利用を検討することで話を進めていきたいとの電話連絡を受けたこと。また、まもなく彼岸入りするので、請求人は自宅で本格的に生活を始めることを聞いたこと。
- (16) 処分庁の職員は、平成22年9月6日に請求人宅を訪問の上、家電製品が壊れており、娯楽がなく寝てばかりの生活を送っているが、近隣に住む知人との交流が何よりも楽しいことを確認したこと。
- (17) 処分庁の職員は、平成22年9月10日に請求人宅を訪問の上、請求人宅には近隣の住民が数人集まり談笑していることを確認したこと。
- (18) 処分庁の職員は、平成22年9月28日に請求人宅を訪問するも不在であったため、不在時連絡票を置いてきたこと。
- (19) 処分庁の職員は、平成22年10月8日に請求人宅を訪問するも不在であっ



たため、不在時連絡票を置いてきたこと。また、郵便物が溜まっており、帰り際、近隣住民から請求人は、9月中旬から一度も姿を見ていないことを聞いたこと。さらに、時々、長女は請求人宅に来ては溜まった郵便物を取って行くことを聞いたこと。

- (20) 処分庁の職員は、平成22年10月12日に地域包括支援センターから、同年9月1日以降、請求人宅の住宅改修とヘルパー利用の話が全く進んでいないこと。また、9月上旬は請求人は請求人宅へ何度か行っていたようであるが、その後は長女宅で生活を続けていることを電話で連絡を受けたこと。
- (21) 処分庁の職員は、平成22年10月20日に請求人宅を訪問するも不在であったため、不在時連絡票を置いてきたこと。
- (22) 処分庁の職員は、平成22年10月25日に請求人宅を訪問するも不在であったため、不在時連絡票を置いてきたこと。また、近隣の住民から請求人は、彼岸の後から一度も帰ってきていないことを聞いたこと。
- (23) 処分庁の職員は、平成22年10月26日に請求人宅を訪問するも不在であったため、不在時連絡票を置いてきたこと。同日、長女へ電話し、請求人は9月、10月は請求人宅で生活を続ける考えで請求人宅と長女宅を往来していたことを確認したこと。
- (24) 処分庁の職員は、平成22年10月29日に請求人宅を訪問の上、請求人及び長女と面接し、今後、請求人は自宅で生活を送ることを確認したこと。
- また、今後、生活実態が把握できない場合は、保護の要否について再検討することを説明したこと。
- さらに、住宅改修及びホームヘルパーの利用については進める方向で考えていることを確認するとともに、改めて生活保護制度における保護の実施責任及び世帯認定について趣旨説明を行ったこと。
- (25) 処分庁の職員は、平成22年11月1日に請求人宅を訪問するも不在であったため、不在時連絡票を置いてきたこと。
- (26) 処分庁の職員は、平成22年11月2日に近隣住民から、請求人は、退院後、長女宅で生活しており、請求人宅には戻らないものであると話されたこと。また、実際に退院後は請求人宅に人が住んでいる様子はなく、9月初め頃からときどき長女が請求人宅を訪れていることを聞いたこと。
- (27) 処分庁の職員は、平成22年11月5日に近隣住民から、請求人は退院後、自宅で生活しておらず、最近になって日中、自宅に戻っていることを見た



ということを経電話で聞いたこと。

- (28) 処分庁の職員は、平成22年11月19日に近隣住民から、請求人は日中在宅の時もあるが、夜は不在の様子であり、今月に入ってから自宅で一晩過ごした日もあるようであること。また、デイサービスを利用しているが、請求人宅には送迎車は来ておらず、生活の拠点は長女宅であることを電話で聞いたこと。
- (29) 処分庁の職員は、平成22年11月30日に請求人宅に電話するも応答がなかったため長女宅へ電話し、保護費の支給について平成22年12月分は窓口払いとなることを説明したこと。また、請求人の生活の拠点が自宅であるならば、保護を適正に実施する必要があるため、その判断材料を収集するために公共料金等の支払い状況について調査したい旨を話したところ、長女から拒否されたこと。さらに、平成22年12月分保護費については、窓口払いとなっており、直接面会して渡したい旨を話したところ、長女から拒否されたこと。
- (30) 処分庁は、平成22年12月10日に所内においてケース診断会議を開催し、実地調査により請求人が自宅で生活していることが確認できず、長女世帯と生計同一の事実が認められるとのため、平成22年12月1日付けで保護を廃止することが妥当と判断したこと。
- (31) 処分庁は、平成22年12月14日に同年12月1日付けで保護の廃止決定処分を行ったこと。
- (32) 処分庁の職員は、平成22年12月14日に請求人宅を訪問の上、保護廃止決定通知書を手交し、同年12月1日付けで請求人が自宅で生活していることが確認できず、扶養義務者世帯との間で生計を同一にしていることを理由に保護の廃止を決定したことを説明したこと。
- (33) 請求人宅における上下水道の使用状況は、平成21年12月28日に閉栓、平成22年6月7日に再開栓されており、平成22年7月から同年12月までの使用水量は3立方メートルであったこと。
- (34) 請求人の平成22年1月から同年11月までのデイサービス利用日数は71日であり、請求人宅を発着地とした送迎はわずか3日のみであったこと。

2 判断

- (1) 法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度

閉
知

の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし（法第1条）、また、法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持するものでなければならないとしている。（法第3条）。

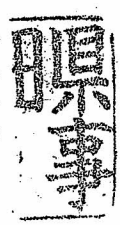
法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、要保護者、その他扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができるとしている。（法第7条）。

保護の基準及び程度は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものとされ、また、この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないとしている。（法第8条）。

(2) この規定を受けて、厚生労働大臣は「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めるとともに、次官通知及び局長通知により、保護の実施要領を定めている。これにより、法において保障されるべき最低生活費が要保護世帯各々について具体的に算定され、また、これにより算定された最低生活費と要保護世帯の収入充当額とを対比して、保護の要否が判断され、最低生活費のうち、世帯の収入で充足することのできない不足分について、保護が行われることになるものである。

(3) 法第10条は、保護の要否及び程度に関し、いわゆる世帯単位の原則について定めている。このことから、保護の決定にあたっては、当該世帯についてその構成員を認定することが必要となる。この場合、原則として、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、同一世帯員と定めるのが相当としている。

(4) この、世帯認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「保護の実施要領」という。）によれば、同一の住居に居住し、生計を一にしているものは、同一世帯員として認定されることを原則としているが、実際の世帯認定に当たっては、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）、生活実



秋
知

態（消費財・サービスの共同購入、消費の共同、家事労働の分担等）、他の法律関係（戸籍、住民基本台帳の記載事実等）、民生委員の意見等地域の均衡などの事実を正確に把握し、個々の事例に則して適切な認定を行うことが求められている。また、運用において、世帯員の中に、一度別個の世帯を構成したことのある兄弟姉妹を含む場合は世帯主及び他の世帯員に過度の負担を強いる結果とならぬよう世帯単位の原則の適用に適当な調整が必要であるとされているところである。

すなわち、同一世帯に属していると認定されるものであっても、世帯単位での保護が適切でないときは、特定の個人を単位として保護の決定を行うことができるとしている。（局長通知第1-2、同第1-5。「世帯分離」）

例えば、高齢や病弱などのために自分ひとりで生活することが困難な要保護者が、友人など生活保持義務関係のない者の世帯に転入した場合に、転入先の世帯員まで同一世帯として最低生活を下回る生活を強いることのないように要保護者だけを分離して保護するものである。ただし、直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限定している。

(5) 以上の見地から、本件処分について判断する。

ア まず、請求人と長女の同居について、第3の1の(4)、(5)のア、同ウ、(6)、(7)のア、同イ、同ウ、(8)のア、(9)のイ、(10)、(13)、(14)、(19)、(20)、(22)、(23)、(26)、(27)、(28)、(33)及び(34)から長期にわたって同一の住居に居住していることは認められる。

イ 次に、処分庁は、この事実及び第3の1の(30)及び同(31)により請求人が長女世帯と生計同一の事実が認められるとして保護の廃止を決定した。しかし、保護の廃止に当たっては、上記(4)のとおり世帯認定又は世帯分離の検討を行うことが必要であり、処分庁から提出された弁明書及び証拠書類からすると、長女世帯全体の生活実態や収入資産等の調査をした事実は認められず、また、世帯分離について検討した事実も認められない。

ウ よって、世帯認定及び世帯分離について十分な検討せずに本件処分を行った処分庁の判断には、瑕疵があり、不当である。

エ なお、処分庁は、引き続き、請求人及び長女の協力を得て、適切な世帯認定及び世帯分離を検討の上、請求人の保護の要否及び程度の決定を行うこととされたい。

3 以上のとおり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。